

契約保証金の取扱いについて

令和8年9月4日
総務課契約管財グループ

那須烏山市が発注する建設工事、業務委託、物品購入その他契約を締結するときに納付していただく契約保証金の取扱いについては、令和7年4月1日施行で地方自治法施行令の一部を改正したことにより次のとおりとします。

1 契約保証金の納付等について

契約保証金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16及び那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号。以下「規則」という。）第44条において、契約締結の際には、契約を締結する者に、契約金額（消費税含む。）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならないと規定されており、原則として契約者に金銭的保証を求めることとしています。

なお、次のとおり納付、免除等を行うことができます。

種類	手続き方法
(1) 契約保証金の納付 (現金納付)	① 市が発行する納付書により、金融機関等に現金で納付してください。 ② 納付後、契約書とともに契約保証金提出書及び納付書（領収書）の写しを市へ提出してください。 (完了検査合格後、「契約保証金還付申請書」を提出してください。後日、口座に返還します。)
(2) 銀行等の金融機関 の保証	① 銀行等の金融機関に契約保証金額に対する保証書を発行してもらいます。 ② 保証書（正本）を契約書とともに市へ提出してください。 ※ 保証期間は契約期間と同一としてください。なお、保証開始日については、事前に市と相談してください。 (完了検査合格後、「保証書受領書」と「完了検査結果通知書」を持参してください。その場で、「保証書受領書」と引き換えに保証書を返却します。)
(3) 保証事業会社（東 日本建設業保証㈱ 等）の保証 ※ 前払金保証とセッ トでなければ契約で きないため、前払金 請求予定の場合に限 られます。	① 保証事業会社に契約保証金額に対する保証証書を発行してもらいます。 ② 保証証書（正本）1部を契約書とともに市へ提出してください。電子保証の利用もできます。 ※ 保証期間は契約期間と同一としてください。なお、保証開始日については、事前に市と相談してください。 ※ 前払金の保証証書は、契約締結後、前払金請求時に請求書とともに市へ提出してください。

(4) 損害保険会社との 履行保証保険契約の 締結又は公共工事履 行保証証券による保 証	【履行保証保険契約】 ① 損害保険会社と市を被保険者とする履行保証保険契約を締結してください。 ② 保険証券（正本）を契約書とともに市へ提出してください。 【公共工事履行保証証券】 ① 損害保険会社と保証委託契約を締結してください。 ② 市を債権者とする公共工事履行保証証券（正本）を契約書とともに市へ提出してください。 ※ 保証期間は契約期間と同一としてください。なお、保証開始日については、事前に市と相談してください。
--	--

※ 1 単価契約の場合は契約単価（消費税含む。）に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上とします。

※ 2 履行期間が複数年度にわたり設定される契約における契約保証金の算定方法は、単年度契約の場合と異なり、基本的に、年割最高額（1年当たりの金額の最高額）をもって契約金額とみなし、各年度に設定される支払予定額のうち最高額となる支払予定額の100分の10以上を契約保証金とします。一般業務委託等（同様の業務を反復して行うものに限る。）の長期継続契約が該当します。

2 当初契約時の契約保証金の納付免除等について

規則第45条において、契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合が定められていますが、契約保証金の納付の免除等については、次のとおり取り扱うこととします。

	金額区分	手続き方法等
(1) 工事又は製造の請負（建設工事）	① 契約金額が200万円以下 （設計金額が200万円以上で、入札の結果契約金額が200万円以下となった場合を除く。）	免除できます。 （契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。）
	② 設計金額が200万円以上500万円未満	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。 <u>ただし、条件付きで免除することができます。</u> （免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る履行実績について」を参照してください。）
	③ 設計金額が500万円以上	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。

(2) 財産の買入れ (物品購入)	① 契約金額が150万円以下 (設計金額が150万円以上で、入札の結果契約金額が150万円以下となった場合を除く。)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。)
	② 設計金額が150万円以上	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。 <u>ただし、条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る履行実績について」を参照してください。)
(3) 物件の借入れ (物品賃貸借)	① 契約金額が80万円以下 (設計金額が80万円以上で、入札の結果契約金額が80万円以下となった場合を除く。)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。)
	② 設計金額が80万円以上	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。 <u>ただし、条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る履行実績について」を参照してください。)
(4) 財産の売払い	① 契約金額が50万円以下 (設計金額が50万円以上で、入札の結果契約金額が50万円以下となった場合を除く。)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。)
	② 設計金額が50万円以上	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。 <u>ただし、条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る履行実績について」を参照してください。)

(5) 物件の貸付け	① 契約金額が30万円以下 (設計金額が30万円以上で、入札の結果契約金額が30万円以下となった場合を除く。)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。)
	② 設計金額が30万円以上	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。 <u>ただし、条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る履行実績について」を参照してください。)
(6) 業務の委託その他上記以外のもの (業務委託)	① 契約金額が100万円以下 (設計金額が100万円以上で、入札の結果契約金額が100万円以下となった場合を除く。)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。)
	② 設計金額が100万円以上	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。 <u>ただし、条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る履行実績について」を参照してください。)
	③ 設計金額が100万円以上 (建設工事等関連業務委託)	契約金額の100分の10以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。

※ 那須烏山市建設工事等執行規則（平成17年10月那須烏山市規則第35号）第6条に定める『入札に付する額が500万円以上の工事に係る請負契約及び100万円以上の建設工事等関連業務に係る委託契約を締結しようとするときは、規則第45条の規定にかかわらず、契約の保証を付させなければならない』ものとします。

3 契約保証金免除に係る履行実績について

「2 当初契約時の契約保証金の納付免除等について」の表のうち、手続き方法等の欄中、「ただし、条件付きで免除することができます。」と記載されているものについては、規則第45条により、以下の条件を満たす場合は契約保証金の納付を免除することができます。ただ

し、契約を履行しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を徴収することとします。
また、契約保証金の納付免除は、例外的な措置であることから、一旦納付された契約保証金を返還した上で、改めて免除することはできません。

条件	契約者が、過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
提出書類	① 契約保証金納付免除申請書（別記様式） ② 契約実績を証明する書類（次のいずれかのもの） ・ 契約書の写し ・ 契約の相手方が発行した契約履行実績証明書（写し不可） ・ コリンズ又はテクリスの竣工（完了）登録データ等の写し ・ その他工事（業務）内容がわかる書類
	※1 「過去5年間」 対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去5年以内に契約終了日が含まれていることとします。変更により契約終了日が延長した場合は、変更後の契約終了日とします。 履行期間が複数年度にわたり設定される契約（長期継続契約）の場合は、履行開始から1年を経過する毎に1回の履行があったものとみなします。 ※2 「国又は地方公共団体」 国及び地方公共団体の公社及び公団、独立行政法人及び地方独立行政法人等は含まれません。 ※3 「種類」をほぼ同じくする契約 選定した工種又は業種が同一とします。（例1：対象案件の工種が「土木一式」の場合は、過去の実績の工種が「土木一式」、例2：対象案件の業種が「測量」の場合は、過去の実績の業務が「測量」） ただし、建設工事関連業務委託等の業務については、設計業務と監理業務は別々のものとして区分します。 ※4 「規模」をほぼ同じくする契約 契約金額（変更契約後の金額）の70%以上とします。 （例）締結しようとする契約が100万円の場合、70万円以上の契約金額のものを同規模の実績と判断します。

	※ 5 「誠実に履行した実績」の確認方法 那須烏山市との契約実績がある場合は、契約書の写しを提出してください。 那須烏山市以外との契約実績がある場合は、契約書の写し、コリンズ（工事実績情報システム）又はテクリス（業務実績情報システム）の竣工（完了）登録データ等の写しを提出してください。コリンズ又はテクリスで登録がない契約の場合は、当初（変更）契約書の写し、完了検査結果の写し、その他工事（業務）内容がわかる書類（例：設計書の鑑等にある工事概要）を提出してください。
--	--

※ 契約保証金納付免除申請書の内容を審査した上で、免除が認められます。

4 変更契約時の契約保証金の納付等について

契約金額の変更や履行期間の延長については次のとおりとします。

変更契約の内容	当該変更前の契約保証金の状況	手続き方法等
(1) 契約金額の増額	① 規則第45条第1項第1号及び第2号による免除 (損害保険会社との履行保証保険契約の締結又は公共工事履行保証証券による保証を締結している場合)	履行保証保険契約又は工事履行保証契約を変更契約後の契約金総額100分の10以上となるよう保証契約を変更し、変更後の保険証書又は履行保証証券を市へ提出してください。
	② 規則第45条第1項第3号及び第7号から第9号までによる免除 (「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」により免除している場合)	変更契約後の契約金額総額の100分の10以上の額を納付してください。ただし、「5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて」に該当する場合は、 <u>条件付きで納付を免除することができます。</u>
	③ 契約保証金の納付がある場合 (現金納付、銀行等の金融機関の保証の場合)	増額分に対する契約保証金を追加納付してください(増額金額の100分の10以上)。ただし、「5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて」に該当する場合は、 <u>追加納付を条件付きで免除することができます。</u>
(2) 契約金額の減額	契約保証金の納付がある場合、保証金額が変更後の契約金額の100分の10未満にならない範囲で、保証金額の減額を請求することができます。	
(3) 履行期間の延長	当初契約時に金融機関や損害保険会社の履行保証保険等を提出している場合は、保証期間を延長し変更の手続きを行い市へ提出してください。 ※ 当初契約締結時に保証事業会社(東日本建設業保証㈱)の保証証書を提出している場合は、期間が自動的に変更されることから期間変更の手続きは不要です。	
(4) 契約金額の増額及び履行期間の延長	当初契約時において金融機関や保証事業会社、損害保険会社の保証書等を提出されている場合で、契約金額の増額と履行期間の延長を同時に行う場合は、上記の「履行期間の延長」に係わず、保証金額の増額と保証期間の延長の手続きを行い市へ提出してください。	

※ 契約金額について「増額変更」を行う場合、既に納付された契約保証金の金額(保証金額、保険金額を含む。以下同じ。)に対する契約金額と増額変更後の契約金額との差額が既に納付された契約保証金の金額に対する契約金額の5割を超える場合は、契約保証金の金額を増額しなければなりません。その際、契約保証金の金額は変更後の契約金額の「100分

の10」以上となるよう増額するものとします。

5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて

契約金額の増額変更に伴う契約保証金の取扱いについては、変更による増額分が当初の契約金額の5割以下の場合で、規則第45条第1項第3号及び第7号から第9号までに該当し、かつ、次の表に該当するときは、変更後の契約金額の増額分に対応する契約保証金の納付を免除することができるものとします。

契約金額の区分	契約保証金免除の要件（全て満たすこと）
(1) 増額変更後の契約金額総額が500万円未満	① 契約者が、過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有すること。 ② 当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
(2) 増額変更後の契約金額総額が500万円以上	① 変更による増額分（複数回の変更の場合は、変更による増額の累計額）が当初契約金額の5割以下であること。 ② 契約者が、過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有すること。 ③ 当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

別記様式

契約保証金納付免除申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住所
氏名

印

次の契約について、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

契約件名： _____

過去5年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を、下記表のように締結し、かつ、契約期間内に誠実に履行を完了していることを誓約します。

記

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考
		円	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	
		円	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	

※1 過去5年の間に契約締結した実績を2件記載してください。

※2 本市以外の契約の場合、実績のわかる書類を添付してください。(契約書の写し、契約履行実績証明書など)

※3 「規模をほぼ同じくする契約」とは、締結しようとする契約金額(変更契約後の金額)の70%以上とします。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（契約保証金）

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

○那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）

（契約保証金）

第44条 課長等は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。
- (1) 第12条第2項各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 市長は、第12条第2項第3号及び前項第2号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる契約保証金に代わる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 第12条第2項各号に掲げるもの 同条第4項各号に定めるとおりとする。
- (2) 第2項第2号に掲げるもの その保証する金額とする。

（契約保証金の免除）

第45条 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 契約金額が次のアからオまでに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに掲げる額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア 工事又は製造の請負 200万円

イ 財産の買入れ 150万円

ウ 物件の借入れ 80万円

エ 財産の売払い 50万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ 業務の委託その他アからエまでに掲げるもの以外のもの 100万円

(9) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質上契約保証金を納めさせる必要がないと認められるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 課長等は、前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を免除するときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

※ 「契約保証金の免除の理由」として、規則第45条第1項第9号による理由は原則として使用しないものとします。